
証券・利賦札滅紛失の届出

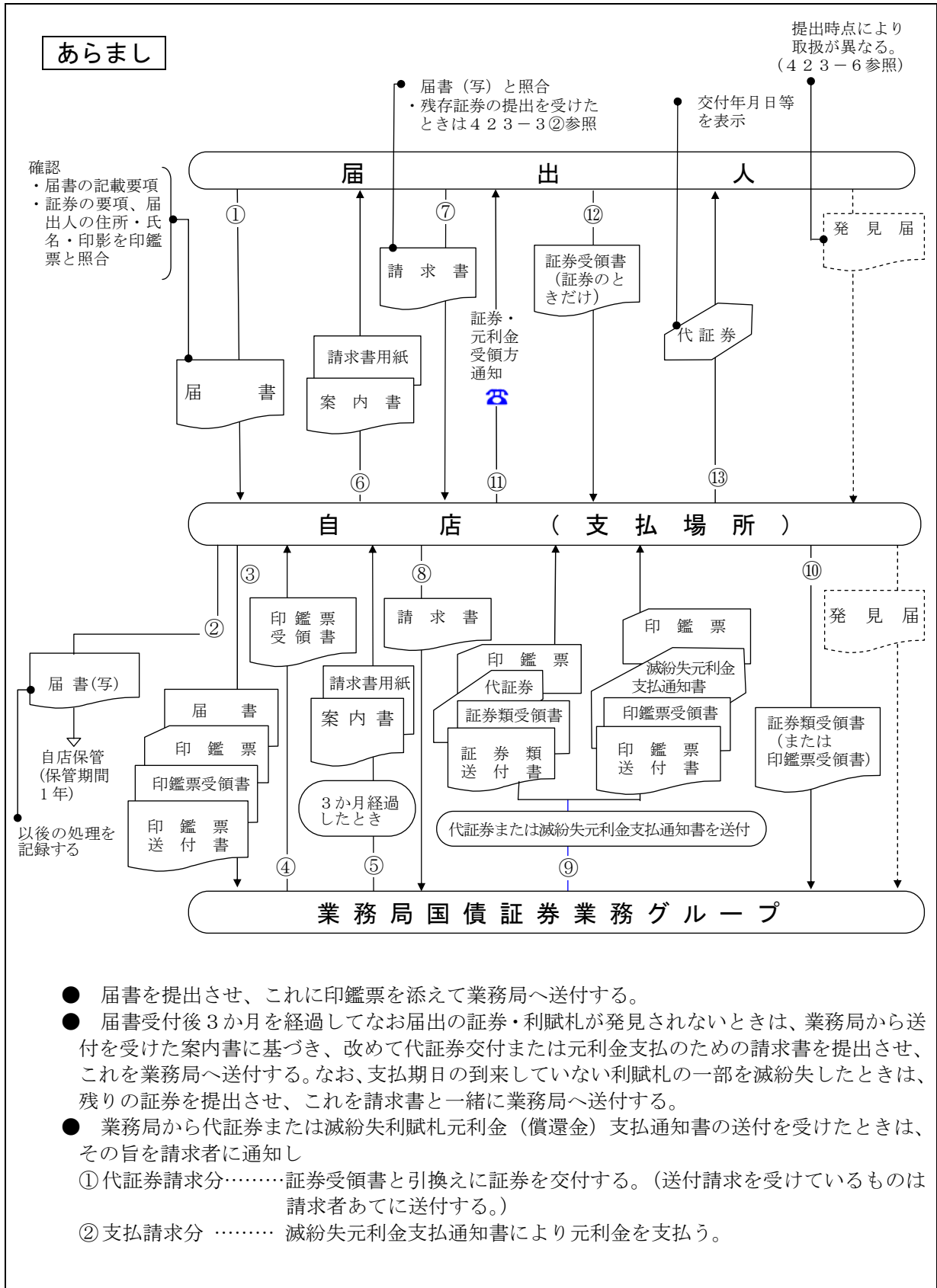
記名国債証券を滅紛失した者に対する救済方法には、滅紛失届に基づき代証券を交付する方法と、滅紛失元利金支払通知書を発行しこれにより元利金を支払う方法とがある。

いずれの方法をとるかは、証券についている利賦札の無くしている状態等によることとなるが、原則として次のように区別される。

- 利賦札の全部を無くしているときは、未払分の利賦札をつけた代証券を交付する。
- 支払期日が到来していない利賦札の一部を無くしているときは、残りの利賦札を回収したうえ、未払分の利賦札をつけた代証券を交付する。
- 支払期日が到来している利賦札だけを無くしているときは、その利賦札分の滅紛失元利金支払通知書を発行する。

4 2 3 証券・利賦札減紛失の届出

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・4 2 9 同時請求の取扱 参照



代証券発行・滅紛失元利金支払通知書発行の区別

滅紛失した証券・利賦札に対しては、次のとおり、請求者に代証券が交付されるときと、支払場所あての滅紛失元利金支払通知書が発行されるときがある。

代証券が交付されるとき	<ul style="list-style-type: none">① 支払期日が到来していない利賦札だけを滅紛失したとき② 支払期日が到来していない利賦札と到来している利賦札を同時に滅紛失したとき この場合、支払期日が到来している利賦札には、その表面に「日本銀行 支払通知書代用 業務局」と赤色で表示されているが、通常のリ賦札と同様に取扱う。
滅紛失元利金支払通知書が発行されるとき	支払期日が到来している利賦札だけを滅紛失したとき